

「(仮称) 町田市子どもマスタープラン25-34」及び
前期行動計画「(仮称) コドマチ計画25-29」
冊子(案)

第4章 施策の展開

【第3回町田市子ども・子育て会議(2024年8月22日)時点】

基本方針

基本理念を実現するために、市の取組の方向性を基本方針で掲げます。また、「町田市子どもにやさしいまち条例（まちだコードマチ条例）」で規定されている、「市の責務」も踏まえて基本方針を策定しており、町田市全体で「子どもにやさしいまち」を実現していくことを目指しています。

【基本理念】

「子どもにやさしいまち」の実現

【目指すコドマチ（具体的な「子どもにやさしいまち」の姿）】

子どもが「やりたい」を見つけ、叶えていける

子どもが「やりたいこと」を見つけ、それに向けて、何度でも挑戦することができ、子どもが「やりたいこと」の実現のために子どもを支え、一緒に叶えていくことができる

子どもが自分の気持ちややりたいことを自由に言うことができ、あらゆる場面で意見が尊重される

子どもが、遊びや学びなどの様々な経験を重ね、自分らしく成長できる

誰もが笑顔で安心して、子どもと共に過ごせるまち

保護者も地域のあらゆる人も笑顔で子どもと接することができ、子どもの声があふれるまちになっている

家庭の状況や子どもの成長に応じた支援を受けることができ、安心して生活することができる

子どもも保護者も孤立することなく、誰かとつながり、話したり頼ったりすることができる

地域の中で子どもが安心して過ごせる居場所がある

【基本方針1】

子どもの声を尊重し、一人ひとりの「子育て」を支える

【基本方針2】

保護者のニーズを捉え、様々な家庭の「子育て」を支える

【基本方針3】

地域と連携して、「子育て」「子育て」を支える

子ども・保護者・地域を市が支え、共に取り組む

まちだコードマチ条例

（市の責務）

第12条 市は、子どもの権利を保障するため、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者と連携し、及び協力して、子どもに関する施策を実施しなければなりません。

2 市は、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者が、それぞれの責務を果たすことができるよう必要な支援を行わなければなりません。



基本方針

1

子どもの声を尊重し、一人ひとりの「子育て」を支える

子育てとは、子どもが本来持っている、自ら成長する力を指します。子どもは好奇心を持って新しいことに挑戦したり、興味・関心があることに夢中になったり、友達と遊んだり、自分の考えを言葉で表現したり、主体的に行動することで成長します。子どもの主体性を大事にするためには、子どもの声をよく聴き、子どもの意見を尊重する必要があります。

「子育て」を支えていくことで、子どもは個性豊かに自分らしく成長していきます。

基本目標1

子どもが自分らしく成長するための機会を充実させる

目指す姿

子どもが、人との関わりや様々な経験を通して成長している

- 子どもは経験を通して成長します。学び、スポーツ、芸術、食事、遊び、人との関わりなど全てが子どもの成長につながっていきます。
- 様々な経験の中から、子どもが自分のやりたいことを見つけ、個性豊かに健やかに成長していけるように、体験の機会を充実させます。

現状と課題

- 共生社会が謳われている中で多様性の尊重やインクルージョンといった考えが重要視されています。
- 子ども本人の意思が大切にされ、子どもが様々な場面で、多様な体験を通して成長できるよう、支えていく必要があります。

関連データ

--

--

関連法・国の動向・その他計画など

- 町田市教育プラン24-28
- 町田市学童保育クラブ研修基本方針
- まちだ健康づくり推進プラン24-31
- 町田市スポーツ推進計画19-28

基本施策（１）多様な学びの推進

★施策の方向性

子どもが、学びや遊びの中で自身の個性を磨き、健やかに成長していけるように、様々な体験活動や、まちだならではの学校教育を充実させます。

<主な取組> 施策コード ⅠⅠⅠ

取組 番号	Ⅰ	取組	子どもセンター・子どもクラブ・子ども創造キャンパス ひなた村事業（子育て支援事業）			
内容	子どもの豊かな経験を通じた成長につなげるため、小学生から中高生を対象に、スポーツや調理、工作などの様々な事業を実施します。					
担当課	児童青少年課					
指標	イベントやプログラムを好きと回答した子どもの割合（％）					
目標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	97.4	97.4	97.4	97.4	97.4	97.4

取組 番号	2	取組	えいごのまちだ推進			
内容	英語によるコミュニケーションを積極的に図る態度やコミュニケーション能力の育成に重点を置き、習得した知識や技能を活用する機会を体験活動の中に設定し、実施します。					
担当課	指導課					
指標	英語で自分の考えや気持ちを伝え合うことが楽しいと思う児童生徒の割合（％） ①小学校５・６年生／②中学生					
目標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	①72.0	①72.5	①73.0	①73.5	①74.0	①74.5
	②68.8	②69.3	②69.8	②70.3	②70.8	②71.3

第4章 施策の展開

<その他の取組> 施策コード ⅠⅠⅠ

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	特別支援学級等の整備	特別な支援を必要とする児童生徒がより充実した学習環境で学べるよう、特別支援学級等の整備を行います。	教育センター
(2)	不登校児童生徒の学習環境の整備	学校再編による空き校舎を活用し、学びの多様化学校を開設します。学びの多様化学校に先行して、教育センター内に分教室型学びの多様化学校を開設します。	教育センター
(3)	教育支援センター	不登校児童生徒の居場所及び学びの場として、教育支援センターを運営します。	教育センター
(4)	帰国・外国籍児童生徒等への日本語指導の充実	日本語指導員に対する研修を実施し、指導の向上に努めます。合わせて、児童生徒の実態に応じた指導の在り方についても検討していきます。	教育センター
(5)	学校図書館の機能強化	児童生徒が本に触れ合う機会を増やし、豊かな知識や心をもつことができるよう、学校図書館の機能を強化していきます。	教育総務課
(6)	子どもの読書活動推進事業	「第五次町田市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもたちが多くの本と出会うきっかけや環境作り、子どもの読書に関わる人の育成と支援を実施します。	図書館

【コラム3】イベント（学習系）

【コラム4】イベント（体験）

基本施策（２）教育・保育の質の向上

★施策の方向性

子どもの教育・保育に関わる人材の育成や、環境整備を進め、子ども一人ひとりに合わせた教育・保育の提供につなげます。

<主な取組> 施策コード ⅠⅠⅡ

取組 番号	3	取組	保育の質の向上推進事業			
内容	保育の質の確保及び向上を図るため、保育コンシェルジュが認可外を含む市内の教育・保育施設を定期的に訪問し、助言等を行います。 また、保育現場の負担軽減を図るために、各施設の職員が悩みなどを相談する窓口を設け、保育コンシェルジュや保育士サポートロイヤーが助言等を行います。					
担当課	保育・幼稚園課					
指標	保育サービス利用者・提供者の満足度（％）					
目標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	100	90	90	90	90	90

取組 番号	4	取組	教育・保育施設等における研修の実施			
内容	市内の教育・保育施設等を対象とした研修を実施し、地域全体の教育・保育の質の向上及び専門的なスキルの向上を図ります。					
担当課	子育て推進課					
指標	研修実施回数（回）					
目標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	12	12	12	12	12	12

第4章 施策の展開

取組 番号	5	取組	I C T教育の推進			
内容	研修や支援員の配置、活用事例の共有などにより、教員の I C T活用スキルを高め、個別最適な学びや協働的な学びを意識した授業実践へと繋がります。					
担当課	指導課					
指標	一人ひとりに配備された P C ・ タブレットなどの I C T機器を授業でほぼ毎日活用している学校の割合（％） ①小学校／②中学校					
目標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	①71.4	①80	①90	①95	①100	①100
	②45.0	②60	②75	②90	②100	②100

取組 番号	6	取組	児童生徒の「学び続ける力」を高めるための授業の改革			
内容	一人ひとりの特性を生かし、互いに補完し合いながら学習に取り組んだりできる授業の実現を目指し、教員の意識改革を促進するための研修を実施します。 また、町田市教員用ポータルサイト等のシステムを整備し活用します。					
担当課	指導課					
指標	自分で計画を立てて学習している児童生徒の割合（％）					
目標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	78.5	78.5	78.5	78.5	78.5	78.5

取組 番号	7	取組	放課後児童支援員の資質向上			
内容	町田市内の学童保育クラブに勤務する放課後児童支援員の資質向上のため、研修を実施します。					
担当課	児童青少年課					
指標	研修の実施回数（回）					
目標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	8	8	8	8	8	8

取組番号	8	取組	学童保育クラブ巡回アドバイザー事業			
内容	遊びや生活の場としての学童保育クラブを適切に運営するため、市内の学童保育クラブを巡回し、事故やけがの防止、防犯・防災対策など、子どもの安全管理体制に対する助言や、子どもの発達段階や特性に応じた対応などに関するアドバイス・指導等を実施します。					
担当課	児童青少年課					
指標	巡回した学童保育クラブ数（箇所）					
目標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	41	39	38	38	37	37

取組 番号	9	取組	子どもセンター・子どもクラブ等職員研修事業			
内容	子どもセンター・子どもクラブ等の職員を対象に、子どもの居場所としての魅力的な施設運営や子どもたちと保護者への適切な支援を行うための資質向上研修を実施します。					
担当課	児童青少年課					
指標	研修の実施回数（回）					
目標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	8	8	8	8	8	8

<その他の取組> 施策コード 112

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	保育・教育事業団体支援事業	学校教育・保育施設協会の研修会を支援し、職員のスキルを向上させ、教育・保育の質の向上を図ります。	保育・幼稚園課
(2)	教育・保育施設等への実地指導	特定教育・保育施設等に対し、教育・保育の質の向上や運営の適正化に主眼を置いて、指導監査を行います。	指導監査課
(3)	放課後学習の充実	子どもたちの基礎学力の向上を図るため、学校の授業以外での学習習慣の定着を目指し、中学校の放課後を活用した、学びの場を提供します。	指導課
(4)	出張相談事業	各園からの依頼を受けて子ども発達センターの職員が訪問し、発達に支援が必要な子どもの集団場面での対応について助言します。	子ども発達支援課
(5)	療育セミナー事業	保育園・幼稚園等、学童保育クラブなどの職員に、障がいに対する理解や援助の方法を学ぶための講演会を開催します。	子ども発達支援課
(6)	特別な支援を必要とする児童生徒への支援の充実	教員の専門性向上に向け、教育センター主催の研修の充実を図ると共に、特別支援教育支援員の全校配置を継続し、各学校の支援体制の構築を図ります。	教育センター

基本施策（３）心身の健やかな成長のための支援

★施策の方向性

食事やスポーツなどに楽しみながら触れる機会を設け、子どもの健全な発育と成長を支援します。

<主な取組> 施策コード Ⅰ Ⅰ Ⅲ

取組 番号	Ⅰ Ⅲ	取組	公立保育園における食育の推進			
内容	保護者に対する食育啓発活動及び、園児の食に対する考え方の基礎を培うことを狙いとして、食事マナーや栄養バランス、食への興味・関心を育む食育集会を公立保育園５園で実施します。また、希望のある私立保育園に栄養士が出張し、保育園と連携して食育活動を行います。					
担当課	子育て推進課					
指標	公立保育園における食育集会の実施回数（回）					
目標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	15	15	15	15	15	15

取組番号	Ⅰ Ⅰ	取組	楽しく運動する機会の充実			
内容	各学校において、休み時間等における運動遊びの充実などに取り組みます。６年生の児童が運動を通じて交流する「連合体育大会」を開催し、体力や連帯意識の向上を図ります。また、市内を６地区に分け、各地区独自の運動プログラムを実施する「体力向上パワーアップDAY」を開催します。					
担当課	指導課					
指標	学校の体育の授業以外で、１日に１時間以上運動する児童生徒の割合（％） ①小学校５年男子／②小学校５年女子／③中学校２年男子／④中学校２年女子					
目標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	①54.5	①54.5	①54.5	①54.5	①54.5	①54.5
	②28.2	②30.0	②31.5	②33.0	②34.0	②34.0
	③75.4	③77.0	③78.0	③79.0	③80.0	③80.0
	④57.4	④58.0	④58.5	④58.8	④59.0	④59.0

<その他の取組> 施策コード 113

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	健康教育の推進	小・中一貫町田っ子カリキュラム「健康教育」に基づき、食育、がん教育、生活習慣の改善に向けた取組を推進していきます。必要な栄養やバランスのよい食事について理解を深めるために、町田市立小・中学校朝食レシピコンテストを実施します。	指導課
(2)	学校給食を活用した食育の推進	望ましい食選択・食行動を実践する力を育むため、小中学校9年間の学校給食を活用した食育プログラムを策定し、組織的・計画的・継続的な食育を推進します。	保健給食課
(3)	町田市こどもマラソン大会	子どもたちが長距離走を通じて体を動かす楽しさを知り、健康維持や体力増進のきっかけづくり、さらに交流の輪を広げ、絆を深める目的として開催します。	スポーツ振興課
(4)	小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催	市内の小学校で、パラバドミントン体験教室等を通して、障がい者への理解促進と競技の魅力を知ってもらうことで、障がい者スポーツの普及啓発を図ります。	スポーツ振興課
(5)	障がい児スポーツ教室、障がい児者水泳教室、障がい者スポーツ大会	小学生以上の障がいがある人を対象に、楽しくスポーツに参加できる教室を開催します。この他に、夏休み期間に水泳教室や秋季にスポーツ大会を開催します。	障がい福祉課

【コラム5】健康に関する普及啓発

基本目標2

子どもや若者の社会での活躍を支援する

目指す姿 一人ひとりの違いが認められ、すべての子どもや若者が活躍している

- 子どもも若者も社会の一員であり、これからの社会の担い手です。子どもや若者が社会で活躍することは個人の成長だけではなく、社会全体の発展につながります。
- 社会の中でどのように活躍するかは、一様ではないため、それぞれに合った活躍ができるように支援していきます。

現状と課題

- 本市では、「町田市子ども憲章」を子どもの参画の原点とし、「若者が市長と語る会」、高校生が評価人として参加する「市民参加型事業評価」などの先駆的な取組を行ってきました。
- 子どもが自分に合った形で活躍できるよう、特性に応じた支援を行う必要があります。

関連データ

関連法・国の動向・その他計画など

- 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）
- 町田市子ども憲章

基本施策（１）子どもの意見表明・参画する機会の確保

★施策の方向性

子どもが市の様々な取組に対して意見表明・参画できる機会を確保するとともに、子どもの意見を尊重する仕組みづくりを進めます。

<主な取組> 施策コード 121

取組 番号	1 2	取組	子どもセンター事業（子ども委員会）			
内容	子ども委員会を設置し、子どもセンターがより良くなるためのルールやイベントについて、利用する子どもたちの視点で、子どもたちと一緒に検討します。イベントでは企画から運営までを子ども委員会が行います。					
担当課	児童青少年課					
指標	子ども委員会の実施回数（回）					
目標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	234	240	240	240	240	240

取組 番号	13	取組	子どもの参画事業			
内容	市と共に市政を考える若者グループ「町田創造プロジェクト（MSP）」や、子どもセンターの子ども委員会をはじめ、様々な属性の子どもが意見を発信できる場を設定し、庁内各課と協働しながら、政策や事業に子どもの意見を取り入れます。					
担当課	児童青少年課					
指標	子どもの意見を政策や事業に反映させた回数（回）					
目標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	－	12	14	16	18	20

<その他の取組> 施策コード 121

取組 番号	取組	内容	担当課
(1)	児童生徒が主体的に考え、伝え合う機会の充実	市内の児童生徒の代表が集まり、フォーラムを実施します。学校生活の課題など各校で議論した内容を共有し、自分たち自身で何ができるか意見交換を行います。	指導課
(2)	【再掲】子どもセンター・子どもクラブ・子ども創造キャンパスひなた村事業（子育て支援事業）	中学生・高校生などが主体的に運営する活動の支援を通して、社会性やコミュニケーション能力を育む場を提供します。	児童 青少年課
(3)	子どもの居場所マップの作成	子どもたちとともに、子ども目線の居場所マップを作成します。それにより、子どもたち自身が目的に合わせて施設を選択することができます。	児童 青少年課

【事業案内１】子どもの参画

基本施策（２）子どもの成長に応じた支援

★施策の方向性

子どもの成長はそれぞれであるため、すべての子どもが様々な活動に参加し、健やかに成長し、社会生活を送れるように、一人ひとりの成長に応じた支援を行います。

＜その他の取組＞ 施策コード 122

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	子ども発達センターの児童発達支援週1日通園（併行通園）	地域の保育園等に通園している子どもを対象に、小集団での活動を通じて自信や意欲を育て、集団生活が過ごしやすくなるために専門的な支援を行います。	子ども発達支援課
(2)	子ども発達センターの保育所等訪問支援	専門的な知識を持つ職員が、発達に支援が必要な子どもが利用している地域の保育園等に訪問し、集団生活が過ごしやすくなるために専門的な支援を行います。	子ども発達支援課
(3)	地域参加支援事業	子ども発達センターの親子通園の活動の中で地域子育て相談センター等の地域の遊びの場に行くことで、外出のきっかけづくりや遊びの提供を支援します。	子ども発達支援課

【事業案内2】就学相談

【事業案内3】幼保小連携推進事業

基本施策（3）子どもや若者の社会的自立に向けた支援

★施策の方向性

将来の社会を担う子どもや若者が自分自身の能力や適性、可能性を引き出し、社会で活躍できるように、将来を見据えた教育や支援を行います。

<主な取組> 施策コード 1 2 3

取組 番号	1 4	取組	まちだキッズアントレプレナープログラム			
内 容	町田新産業創造センターと連携し、小学校高学年を対象に、チャレンジ精神や創造性、探究心、コミュニケーション力などを育み、将来の起業家発掘につなげるため、I T教室、マネー教室、発明教室など、ビジネスや起業に関する体験型の講座を開催します。					
担当課	産業政策課					
指標	開催回数（回）					
目 標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	6	6	6	6	6	6

取組 番号	1 5	取組	高校生向け知財教室			
内容	日本弁理士会等と連携し、進路を真剣に考える年代（高校生、高専生、高等部生）を対象に、知的財産権（特許権、商標権、著作権等）の意義や知識等を伝え、将来の仕事やビジネスに役立つ学びや、気づきの機会とするために、知財教室を開催します。					
担当課	産業政策課					
指標	知財教室実施後のアンケート調査において、「とてもためになった」「ためになった」と回答した人の割合（％）					
目標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	78	80	80	80	80	80

第4章 施策の展開

<その他の取組> 施策コード 123

取組 番号	取組	内容	担当課
(1)	キャリア教育の推進	「小・中一貫町田っ子カリキュラム『キャリア教育』」に基づき、学校の特色に応じたキャリア教育を実施します。	指導課
(2)	学習支援事業	学習支援事業がより多くの方に届くための検証と持続可能な仕組みづくりを行います。	生涯学習 センター

基本目標3

子どもの権利の保障を推進する

目指す姿 子どもの権利が大人にも子どもにも認知され、定着し、守られている

- 子どもの権利は当事者である子どもはもちろんのこと、それを守っていく立場である大人も認知し、実践して初めて保障されます。
- 子どもの権利はすべての子どもが生まれながらに持っている人権であり、これが根付いて、自然と守られていることは「子どもにやさしいまち」に必要なことです。

現状と課題

- 子どもの権利の認知率は低い状況です。2024年に施行した「まちだコドマチ^{ルール}条例」の周知を通じて、「子どもの権利」と、それを守る「大人の責務」について知ってもらう必要があります。
- 不登校児童生徒数、児童虐待相談件数などが、近年増加しています。
- 子どもが困り事や悩み事を相談できるよう、情報発信や支援体制の構築に取り組む必要があります。

関連データ

関連法・国の動向・その他計画など

- 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）
- 町田市子どもにやさしいまち条例（まちだコドマチ^{ルール}条例）

基本施策（１）子どもの権利の普及・啓発

★施策の方向性

子どもの権利について規定している「まちだコドマチ^{ルール}条例」を広く周知することで、子どもの権利についての理解を広げ、それを守るための実践へとつなげていきます。

<主な取組> 施策コード 131

取組 番号	16	取組	「町田市子どもにやさしいまち条例」 (まちだコドマチ ^{ルール} 条例)の普及啓発			
内容	2023年12月に制定し、2024年5月5日に施行した条例の趣旨と「子どもの権利」「大人の責務」について、大人や子ども自身に広く理解してもらえよう、啓発活動を行います。					
担当課	子ども総務課					
指標	条例の普及・啓発活動の実施回数(回)					
目標	【現状】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	1	3	3	3	3	3

【コラム6】町田市子どもにやさしいまち条例（まちだコドマチ^{ルール}条例）の普及啓発

基本施策（2）子どもの悩みに対する支援

★施策の方向性

多様化しつつある子どもの悩みについて、相談や解決のための支援を充実させます。

<主な取組> 施策コード 132

取組 番号	17	取組	スクールソーシャルワーカーの派遣			
内容	児童生徒の事案に対応するケースは年々増加しています。学校の支援力向上を図るための助言を行うこともスクールソーシャルワーカーの大きな役割となります。今後の支援状況を鑑みながら、増員を含めた配置人数を検討していきます。					
担当課	教育センター					
指標	スクールソーシャルワーカーの配置人数（人）					
目標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	6	6	6	6	6	6

<その他の取組> 施策コード 132

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	教育相談	市内在住の年長～18歳までの子どもの、教育的課題についての相談事業です。電話相談と来所相談があります。	教育センター
(2)	まこちゃんダイヤル	18歳までの子ども専用の相談ダイヤルです。子どもが困っていること、悩んでいることを、子ども家庭支援課の相談員がお聞きします。通話料は無料です。	子ども家庭支援課
(3)	まちだヤングケアラー相談室	市内の18歳未満のヤングケアラーとその家族が、悩み事をLINEで相談できます。ヤングケアラーだった経験を持つ相談員が相談を受けます。	子ども家庭支援課
(4)	こころの相談（ひきこもり相談を含む）	こころの相談（ひきこもり相談も含む）に保健師が対応しています。必要に応じて関係機関と連携を図り、適切な支援につなげていきます。	保健予防課
(5)	SNS自殺防止相談事業	近年、若者の多くがSNSを日常的なコミュニケーション手段として用いていることを踏まえ、自殺防止を目的としたSNSを活用した相談事業を実施します。	健康推進課
(6)	ゲートキーパー養成講座(教職員向け)	ゲートキーパーの役割を理解し、その対処方法を学ぶため、教職員向けのゲートキーパー養成講座を実施しています。	健康推進課 指導課

【コラム7】悩み相談

基本施策（3）子どもの権利侵害の防止と適切な支援

★施策の方向性

「子どもの権利」が侵害されることがないように、いじめや虐待などの防止に努めるとともに、状況に応じた支援を行います。

<主な取組> 施策コード 133

取組 番号	18	取組	子育て支援ネットワーク会議			
内容	虐待を受けている子どもをはじめとする、支援が必要な子どもとその家族の早期発見や、適切な支援を図るため、関係機関等の円滑な連携協力を確保します。					
担当課	子ども家庭支援課					
指標	情報を共有した児童の数（人）					
目標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	943	890	890	890	890	890

取組 番号	19	取組	児童虐待相談対応			
内容	虐待受理した要保護児童とその家庭に対して、必要に応じて専門機関やサービスの調整をし、改善に向けたサポートを行います。					
担当課	子ども家庭支援課					
指標	児童虐待受理ケースのうち、終結できた割合（％）					
目標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	71.5	70	70	70	70	70

<その他の取組> 施策コード 133

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	出前講座（子ども向け虐待防止啓発活動）	小学6年生を対象として虐待防止に関する講座を開催し、児童虐待やその相談場所について知識をつけてもらうことで、潜在的なSOSを発掘します。	子ども家庭支援課
(2)	いじめ防止対策の推進（町田市いじめ防止基本方針）	町田市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ事案発生組織的対応の流れをまとめたフロー図を活用して、いじめ問題について組織的対応を図ります。また、学校、家庭、地域、その他の関係機関との連携の下、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の取組を推進します。	指導課

【コラム8】権利侵害防止に関する取組



基本方針

2

保護者のニーズを捉え、様々な家庭の「子育て」を支える

共働き世帯の増加や社会経済状況の変化などによって家庭の状況は複雑化してきており、保護者のニーズや悩みは多様化しています。
安心して子どもと過ごせる環境を整備することで、様々な家庭の「子育て」を支えます。

基本目標1

切れ目ない子育て支援の充実を図る

目指す姿

保護者が安心して出産を迎え、子育てできる

- 出産や子育てに対する保護者の不安や負担の軽減のため、切れ目のない支援を充実させます。
- 必要としている情報が子育て家庭に届くように、情報発信の内容や手法を工夫します。

現状と課題

- 0～14歳の転入超過数は全国でも連続で上位に位置しており、多くの子育て世帯に選ばれるまちになっています。
- 核家族化の進行などにより、身近に相談できる人がいないなど、妊娠、出産、育児に不安を抱える保護者が増加しています。
- 2024年4月に「子ども家庭センター」が設置され、2029年には「(仮称) 子ども・子育てサポート等複合施設」が開設する予定です。
- 妊娠、出産、育児に関する相談・支援を、早期かつ継続的に受けられるように、一体的な支援を提供する必要があります。
- 誰もが身近な場所で相談でき、サービスの利用や保護者同士の交流がしやすくなるような体制づくりを推進する必要があります。

関連データ



関連法・国の動向・その他計画など

- まちだ健康づくり推進プラン24-31

基本施策（１）妊娠期からの子育て支援

★施策の方向性

妊婦の状況を把握し、必要な支援や情報提供を行うことで、安心して出産を迎え、子育てに喜びを感じられるように支援します。また、困った時の相談先等の周知を行います。

<主な取組> 施策コード 211

取組 番号	2 0	取組	こんにちは赤ちゃん訪問事業			
内容	生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育家庭等の把握を行います。					
担当課	保健予防課					
指標	訪問数（件）					
目標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	2,323	2,109	2,025	1,944	1,866	1,791

<その他の取組> 施策コード 211

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	妊婦健康診査	妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査・計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。	保健 予防課
(2)	妊婦歯科口腔検査	すべての妊婦を対象として、口腔内の環境が変化しやすい妊娠時に、むし歯（う蝕）、歯周疾患等の健診を市内の協力歯科医院で実施します。	保健 予防課
(3)	産後ケア事業	出産後、医療機関などの施設もしくは助産師による訪問で、お母さんの体や赤ちゃんのケア、授乳指導、育児相談を行います。	保健 予防課
(4)	利用者支援事業	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び、必要に応じて相談・助言等を行います。あわせて、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	子育て 推進課 保育・ 幼稚園課 子ども家 庭支援課 保健 予防課

【コラム9】（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設

基本施策（２）子育ての相談・支援

★施策の方向性

子育て家庭の負担や不安を軽減できるように、身近な場所での相談体制を強化します。また、保護者同士のつながりづくり、専門家からの助言やヘルパー派遣による家事・育児の軽減など、子育て家庭が孤立しないような取組も行います。

<主な取組> 施策コード 212

取組 番号	21	取組	乳幼児健康診査			
内容	3～4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児を対象とした健診で乳幼児の健康増進、疾病の早期発見と保護者への育児支援を行います。					
担当課	保健予防課					
指標	乳幼児健診受診率（％）					
目標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	95.3	95.6	95.6	95.6	95.6	95.6

取組 番号	2 2	取組	育児支援ヘルパー事業			
内容	出産後育児、家事等の援助を必要とする家族に対してヘルパーを派遣し、育児の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。					
担当課	子ども家庭支援課					
指標	ヘルパー派遣回数（回）					
目標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	816	725	725	725	725	725

第4章 施策の展開

取組 番号	2 3	取組	マイ保育園事業			
内容	在宅で子育てしている家庭に子育てに関する相談や情報提供などを、子育て家庭の身近な認可保育所等が行います。					
担当課	子育て推進課					
指標	実施園数（園）					
目標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	73	74	74	74	74	74

取組 番号	2 4	取組	家庭教育支援事業			
内容	現役の子育て世帯を対象に、子どもの年齢ごとに生じる家庭教育に関する多様な悩みや問題の解消につなげる学習プログラムを提供します。					
担当課	生涯学習センター					
指標	学習成果を今後活かせると回答した人の割合（％）					
目標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	94	94	94	94	94	94

<その他の取組> 施策コード 212

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	子育てひろば事業 (地域子育て支援拠点事業)	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。	子育て推進課
(2)	ショートステイ・トワイライトステイ事業	保護者の疾病等の理由により、家庭で養育が一時的に困難となった児童を、児童養護施設等で預かり、必要な保育を行います。	子ども家庭支援課
(3)	要支援家庭ショートステイ事業	「ショートステイ事業支援プログラム」に基づき、児童と保護者の双方に目標を設定します。一時的に児童を預かり、あわせて保護者への支援を行います。	子ども家庭支援課
(4)	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。	子ども家庭支援課

【事業案内4】 子どもセンター・子どもクラブ・子ども創造キャンパスひなた村事業
(子育て支援事業)

【事業案内5】 母子保健に関する事業

【事業案内6】 休日・準夜急患こどもクリニックの運営

【事業案内7】 まちだ子育てサイト

【コラム10】 情報発信

【コラム11】 申請手続きのオンライン化推進

基本目標2

子育てと仕事の両立を支援する

目指す姿

仕事をしている保護者が、子育てに喜びを感じることができる

- 共働き世帯が増加している中で、これまで以上に子育てと仕事の両立が求められています。
- 共働き家庭においては、子育てと仕事の両立は重要な課題であり、保育ニーズも多様化しているため、様々な保育ニーズに対応したサービスを提供します。

現状と課題

- 女性の社会進出が進み、共働き世帯が増加しています。
- 施設整備の充実などにより、保育所等の待機児童数は減少しています。
- 保護者や家庭のニーズに応じた保育の場を安定的に提供する必要があります。

関連データ

関連法・国の動向・その他計画など

- こども未来戦略
- 一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン

基本施策（１）多様な保育の充実

★施策の方向性

保育を必要としている子育て家庭が、希望の保育サービスを受けられるように、各家庭の状況やニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。また、保育士など保育サービスに関わる人材の確保に努めます。

<主な取組> 施策コード 221

取組 番号	2 5	取組	幼児教育・保育施設の整備			
内 容	保護者の保育ニーズに応じて、幼稚園、認可保育所、認定こども園、家庭的保育者、小規模保育所などの幼児教育・保育の提供体制を整えます。また、子どもの健やかな育ちを支えるため、保育環境の充実を図ります。					
担当課	子育て推進課					
指標	3歳児未満保育サービス提供率（％）					
目 標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	48.8	50.1	50.1	50.1	50.1	50.1

取組 番号	26	取組	送迎保育ステーション事業			
内容	駅近くの利便性の良い箇所で一時的に乳幼児を預かり、入所している教育・保育施設等へ送迎します。日中は各施設で保育を行い、夕方以降保護者のお迎え時間に送迎ステーションへ送迎します。					
担当課	保育・幼稚園課					
指標	利用定員数（人）					
目標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	8,938	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000

第4章 施策の展開

取組 番号	27	取組	市内保育所の保育士等の人材確保事業			
内容	新卒者や潜在保育士等を対象に、市内の保育所で働くことに魅力を感じられるような取組を、保育士養成校やハローワークと連携して実施します。					
担当課	子育て推進課					
指標	保育士養成校等との連携回数（回）					
目標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	14	15	15	15	15	15

取組 番号	2 8	取組	学童保育クラブの施設環境づくり			
内容	児童の遊び及び生活の場としての適切な環境を整備するため、老朽化の解消や育成スペースの確保等を行います。					
担当課	児童青少年課					
指標	老朽化の解消や育成スペースの確保等を行った施設数（箇所）					
目標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	3	3	3	5	4	3

取組 番号	29	取組	学童保育クラブへの入退室管理システムの導入			
内容	学童保育クラブへの入退室に関する情報を確実かつ効率的に記録するとともに、保護者にリアルタイムでお知らせする入退室管理システムを全学童保育クラブに導入します。					
担当課	児童青少年課					
指標	入退室管理システム導入施設割合（％）					
目標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	71	73	79	85	92	100

<その他の取組> 施策コード 221

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	ファミリー・サポート・センター事業	生後3か月から12歳までの子どもを持つ子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	子育て推進課
(2)	未就園児預かり推進事業	在宅子育て家庭の孤立防止や育児不安軽減等、子育て支援の充実を図ることを目的として、幼稚園等を利用していない0歳児から2歳児の未就園児を定期的に預かる事業です。	保育・幼稚園課
(3)	一時預かり事業 ア 幼稚園型	幼稚園・認定こども園において、教育時間の他に預かり保育の時間を提供する事業です。	保育・幼稚園課
(4)	一時預かり事業 イ 保育園型 (一時保育)	保護者が、「傷病・入院・介（看）護など緊急的な事情があるとき」「短時間・非定型就労などで、育児ができないとき」「育児にともなう心理的及び肉体的負担があるとき」「冠婚葬祭などやむを得ない事情があるとき」のいずれかに該当する場合、子どもを一時的に保育所で預かる事業です。	保育・幼稚園課
(5)	延長保育事業（時間外保育事業）	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。	保育・幼稚園課
(6)	病児・病後児保育事業	病児（病気にかかっている子ども）及び病後児（病気の回復期にある子ども）について、病院または保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を実施します。	子育て推進課

【事業案内8】様々な保育

基本施策（２）男女共同の子育ての推進

★施策の方向性

様々な生活様式がある中で、男女が共に働き方や、家庭内での分担を考え、家事や子育てをしていくことが重要です。女性の家庭での負担はいまだに大きい傾向があるため、男女共に育児について学び、交流できる場を確保します。

<主な取組> 施策コード 2 2 2

取組 番号	3 0	取組	両親学級			
内容	妊娠・出産後の健康管理や子育てについての講話、お風呂の入れ方や、赤ちゃんの保育・妊婦の体験等の教室を開催します。これらを通し、父親の育児参加も促します。					
担当課	保健予防課					
指標	父親の参加率（％）					
目標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	95	95	95	95	95	95

取組 番号	31	取組	父親対象育児講座			
内容	子育てに関する育児講座や、父子の絆を深めるレクリエーション等の父親向けイベントを通して、父親の育児参加を促すとともに、地域の父親同士の交流の場を提供します。					
担当課	子育て推進課					
指標	父親の参加人数（人）					
目標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	86	90	90	90	90	90

<その他の取組> 施策コード 222

取組 番号	取組	内容	担当課
(1)	家庭教育支援事業 (親と子の学びのひろば「パパと一緒に きしゃポッポ」)	0～1歳児を連れた父親を対象に、子どもと一緒に 気軽に参加し、参加者同士で交流しながら、一緒に子 育てについて学び合える場を提供しています。	生涯学習 センター
(2)	父親の育児参加事業	男性をターゲットにした子育てに関する啓発活動を行 います。	市民協働 推進課

【コラム12】仕事と家庭の両立に向けた事業者の取組

基本目標3

家庭の状況に応じた支援を充実させる

目指す姿 仕事をしている保護者が、子育てに喜びを感じることができる

- 家庭を取り巻く状況は複雑化しているため、各家庭に合わせた支援を充実させます。
- 各家庭が抱える悩みは多岐にわたり、1つの支援機関だけでは解決に至らないこともあるため、複数の組織が連携して支援を行います。

現状と課題

- それぞれの家庭が状況に応じて必要な支援を受けられるように、支援の充実に取り組む必要があります。
- 生活面や経済面を含めた子育ての負担を軽減できるように、サービスの周知と拡充に努める必要があります。

関連データ

関連法・国の動向・その他計画など

- 児童福祉法
- 発達障害者支援法
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- 子どもの貧困対策推進に関する法律
- 町田市障がい者プラン21-26

基本施策（１）子どもの発達に支援が必要な家庭への支援

★施策の方向性

発達に支援が必要な子どもの保護者が、不安や負担を抱え込むことなく子育てできるように、支援の充実を図ります。

<その他の取組> 施策コード 231

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	保育園等での医療的ケア児の受け入れ	「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」に基づき、医療的ケア児を保育園等に受け入れます。	子ども発達支援課
(2)	医療的ケア児コーディネーターの配置	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の多分野の支援が必要な医療的ケア児に適切な支援体制を調整するコーディネーターを、子ども発達センターに配置します。	子ども発達支援課
(3)	重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業	医療的ケアの必要な重症心身障がい児（者）や医療的ケア児の居宅に看護師を派遣し、医療的ケアを代替えることで、その家族に一時的な休養を提供します。	障がい福祉課
(4)	療育記録ノートによる引継ぎ	入園・入学時に、これまでの支援が途切れることなく引継がれるように、子どもの成長と療育内容等を記録するノートを希望する保護者に配布します。	子ども発達支援課
(5)	親子療育事業	子ども発達センターにおいて、保護者が子どもの特徴の理解を深めるとともに子育ての悩みを相談できる場として、親子で参加する療育を行います。	子ども発達支援課
(6)	障害児相談支援事業	障害児通所支援及び障害福祉サービスを必要としている子どもが、相談支援専門員のケアマネジメントにより適切にサービスを利用できるように支援します。	子ども発達支援課
(7)	就学奨励費の支給	特別支援学級（固定制）に在籍する子どもの保護者に対して、学校でかかる費用の一部を就学奨励費として支給します。	学務課
(8)	障害福祉サービス等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定される障害福祉サービス（第5条）、地域生活支援事業（第77条）等を行います。	障がい福祉課

基本施策（２）ひとり親家庭・貧困家庭への支援

★施策の方向性

ひとり親家庭や経済的な困窮を抱えている家庭が安定した生活を送れるように家庭の自立に向けた支援や、相談窓口の充実等を図ります。

<主な取組> 施策コード 2 3 2

取組 番号	3 2	取組	ひとり親相談			
内容	ひとり親家庭の生活全般の相談を受け、自立に必要な情報提供や求職活動等の支援を行います。					
担当課	子ども家庭支援課					
指標	相談件数（件）					
目標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	1,856	1,620	1,620	1,620	1,620	1,620

取組 番号	3 3	取組	子どもの学習・生活支援事業			
内容	経済困難世帯の子どもを対象に、基礎学力の定着及び自学の促進並びに幅広い社会性の定着を目的として、学習支援を行います。					
担当課	子ども家庭支援課					
指標	参加率（％）					
目標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	81	80	80	80	80	80

取組 番号	3 4	取組	生活困窮世帯等の就労支援			
内容	各世帯のニーズに応じた個別計画書を作成し、就労につながるよう支援します。					
担当課	生活援護課					
指標	新規相談件数（件）					
目標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	172	276	276	276	276	276

<その他の取組> 施策コード 232

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	おうちでごはん事業	経済的に困難を抱えたひとり親家庭の親子を支援するため、地域ボランティアの協力を得て弁当を調理し、自宅に配達します。併せて、配達時には地域情報や行政情報を提供します。	子ども家庭支援課
(2)	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	就労・技能習得のため一時的に家事・育児支援が必要な場合や、新たにひとり親となり日常生活を営むことに支障が生じている場合に、ヘルパーを派遣します。	子ども家庭支援課
(3)	母子及び父子福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の方々が経済的に自立して、安定した生活を送るために必要とする資金の貸付を行います。	子ども家庭支援課
(4)	養育費確保支援事業	ひとり親家庭の親が養育費を確保できるよう、養育費保証契約の保証料や公正証書作成費用などを一部補助します。また、弁護士による法律相談を実施します。	子ども家庭支援課
(5)	就学援助費の支給	経済的に困りのご家庭を対象に、学用品費・給食費・入学準備金・修学旅行費など学校でかかる費用の一部を就学援助費として支給します。	学務課
(6)	居住支援事業	住宅確保要配慮者※に対して、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、有識者を含めた協議会の開催や相談窓口の設置を行っています。	住宅課
(7)	居住支援相談窓口事業	「住まいの電話相談窓口」を設置し、住宅確保要配慮者からの相談を受け付けています。	住宅課
(8)	潜在的相談者に対するアウトリーチ	ヤングケアラー・若者ケアラーなどの困りごとを抱える人を必要な支援につなげるため、地域福祉コーディネーターによるアウトリーチを行います。	福祉総務課

※住宅確保要配慮者

低所得者、障がい者、子育て世帯、その他住宅の確保に特に配慮を要する者

基本方針

3

地域と連携して、「子育て」「子育ち」を支える

地域は子どもが様々な人との関わりを通して社会性を育む場所であり、子どもの成長には欠かせない存在です。

地域と連携して子どもや子育て世帯を支えていくことで、社会全体で「子育ち」や「子育て」を支えます。

基本目標1

子どもや家庭に寄り添う地域を支援する

目指す姿

子どもを見守る大人が増え、子どもが大切にされている

- 子どもが地域の人との関わりを通して豊かに成長できるように、地域における様々な主体による活動を支援します。
- 地域の担い手による支援は必要不可欠であるため、人材確保や育成を図ります。

現状と課題

- 地域住民一人ひとりが子どもを身近に感じて、「子育て」「子育て」に対する理解を深め、地域全体で支えていく必要があります。
- 地域団体等との連携や担い手の確保に取り組み、地域における交流・協力の関係づくりを推進する必要があります。

関連データ

関連法・国の動向・その他計画など

- 放課後児童対策パッケージ

基本施策（１）地域住民・事業者との連携

★施策の方向性

地域の人と学校が、目標や将来像を共有できる「コミュニティ・スクール」の実施を推進し、学校と地域がパートナーとして連携・協働できる仕組みづくりを目指します。また、事業者等との協働により、その特性を活かして、子どもたちと地域の大人が交流することができる機会を提供します。

<主な取組> 施策コード 311

取組 番号	3 5	取組	地域と連携した教育活動			
内容	学校運営協議会が主体的に学校経営に関われるように委員向け研修会等を実施します。また、各学校の地域学校協働活動を充実させるために、現在各学校の地域学校協働本部で、地域人材データを蓄積しています。					
担当課	指導課					
指標	「学校は保護者や地域と一体となって子どもたちを育てている」と回答した保護者の割合（％） ①小学生保護者／②中学生保護者					
目標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	①87.3	①90	①92	①94	①96	①96
	②76.2	②77	②79	②81	②83	②83

取組 番号	3 6	取組	「まちとも」等と連携した放課後のスポーツ推進			
内容	スポーツ推進委員や地域スポーツクラブが「まちとも」やその他の子ども向けの教室等で子どもたちにスポーツの楽しさを伝えます。					
担当課	スポーツ振興課					
指標	スポーツ推進委員や地域スポーツクラブが地域と連携し子ども向けに機会提供した地区数（地区）					
目標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	3	4	6	8	10	未定

取組 番号	37	取組	子どもセンター事業（地域連携事業）			
内容	地域団体や民間事業者と連携し、子どもセンターにおける子育て・子育て事業の充実を図ります。また、出張事業や地域主催のイベント等への支援事業を通じて地域の活性化を後押しします。					
担当課	児童青少年課					
指標	地域団体や民間事業者と連携した事業数（事業）					
目標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	133	145	150	155	160	165

取組 番号	3 8	取組	子どもセンター事業（イベント事業）			
内容	多くの子どもやその保護者の利用促進につなげるとともに、地域団体・地域の方々との交流・連携を深め、地域に根差した子どもセンターの運営を図るため、周年イベントや季節にあわせたイベントを開催します。					
担当課	児童青少年課					
指標	イベントに参加した団体数（団体）					
目標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	156	160	165	170	175	180

取組 番号	39	取組	青少年健全育成等サポート事業			
内容	青少年健全育成地区委員会連絡協議会、青少年委員、子ども110番の家登録団体など、青少年の健全育成等の活動を行う団体や個人へのサポートを行います。					
担当課	児童青少年課					
指標	サポートを行った活動数（件）					
目標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	34	35	35	35	35	35

第4章 施策の展開

取組 番号	4 0	取組	子ども食堂ネットワーク			
内容	子ども食堂開設希望者に対して、開設に結びつくよう関係機関と連携して支援を行います。また、子ども食堂間や関係機関との情報共有を行う場を提供します。					
担当課	子ども家庭支援課					
指標	子ども食堂ネットワークにおける会議の開催回数（回）					
目標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	2	2	2	2	2	2

<その他の取組> 施策コード 311

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	高校生療育体験ボランティア事業	町田市内に在住する、もしくは町田市内の高校に在籍する高校生を対象に、子ども発達センターの療育を体験する「高校生療育体験ボランティア」を実施します。	子ども発達支援課

【事業案内9】FC町田ゼルビア協働事業センサリールーム

【コラム13】若者の地域活動

【コラム14】地区協議会

基本施策（２）地域人材の発掘と育成

★施策の方向性

地域人材の発掘や育成を行うために、必要な知識や技能を習得する機会の提供や、子どもに関わる地域活動のサポートを行います。

<主な取組> 施策コード 312

取組 番号	41	取組	冒険遊び場プレーリーダー養成講座			
内容	冒険遊び場活動のさらなる充実を図るため、活動の担い手となるプレーリーダーの知識と技術の習得及び向上を目指し、養成講座を実施します。					
担当課	児童青少年課					
指標	参加者の満足度（％）					
目標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	97	97	97	97	97	97

<その他の取組> 施策コード 312

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	【再掲】家庭教育支援事業	家庭教育や子育てに必要な知識や技能を習得する機会を提供し、地域で活動する人材を育成します。	生涯学習センター
(2)	地域人材活用（地域子育て相談センター）	子育てをしている保護者が、子育てひろばに参加しながら自分の経験や得意な事を活かし、子育てひろば運営の手伝いをします。	子育て推進課
(3)	在宅サービス基盤整備事業（養育家庭制度普及啓発）	多くの方に里親制度を知っていただき、養育家庭になっていただけるよう、10～11月の里親月間に養育家庭体験発表会などの啓発イベントを実施します。	子ども家庭支援課

基本目標2

子どもが過ごししやすい地域づくりを推進する

目指す姿

子どもがのびやかに過ごせる環境が整っている

- 地域の多様な資源を活かした取組を展開することで、子どもが様々な体験をすることができる場や機会を充実させます。
- 子どもが安全・安心に過ごせるように、地域における見守りや対策の強化を行います。

現状と課題

- 子どもセンターや冒険遊び場など、地域における子どもの居場所を、安定的かつ継続的に運営していく必要があります。
- すべての子どもや子育て家庭が安心して過ごせるように、子どもの視点を取り入れたまちづくりに努める必要があります。

関連データ

--

--

関連法・国の動向・その他計画など

- 放課後児童対策パッケージ

基本施策（１）体験活動の場や居場所の充実

★施策の方向性

子どもが人との関わりや様々な体験を通して成長できるように、体験活動を提供する場所や、プログラムを充実させます。また、環境整備が完了しつつある中で、既存施設を活かしながら子どものニーズに応え、安定的かつ継続的に運営していくことで、居場所の充実を図ります。

<主な取組> 施策コード 321

取組 番号	4 2	取組	放課後子ども教室「まちとも」事業			
内容	まちともと学童保育クラブが連携した新たな運営形態を検討し、導入します。					
担当課	児童青少年課、指導課					
指標	新たな運営手法の検討・導入					
目標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	現状整理	スキーム 検討	関係者調整 導入準備	導入準備	導入	導入

取組 番号	4 3	取組	Nature Factory 東京町田事業			
内容	豊かな自然環境を活かした野外活動、創作体験などのイベント、プログラムの実施及び既存施設の有効活用を通じて施設全体の魅力を高め、集客力の向上及びサービスの充実を図ります。					
担当課	児童青少年課					
指標	延べ利用者数（人）					
目標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	36,751	48,000	49,000	50,000	次期指定管理者の提案に基づき算出	次期指定管理者の提案に基づき算出

<その他の取組> 施策コード 321

取組 番号	取組	内容	担当課
(1)	【再掲】子どもの居場所マップの作成	子どもたちと共に、子ども目線の居場所マップを作成します。それにより、子どもたち自身が目的に合わせて施設を選択することができます。	児童 青少年課

【事業案内10】レクリエーション・観光施設

【事業案内11】子どもクラブ整備事業

【コラム15】新たな学校づくりの推進

【コラム16】子どもの居場所

【コラム17】まちの整備

基本施策（２）子どもの安全・安心の確保

★施策の方向性

地域で生活する子どもが、日常生活の中で事件や事故に巻き込まれないように、安心・安全な環境の整備を行います。

また、災害などが起きた時に、保護者が正確な情報を迅速に取得でき、子どもの安全を確保できるように、情報伝達訓練を行います。

<主な取組> 施策コード 3 2 2

取組 番号	4 4	取組	災害時情報伝達			
内容	災害時、保護者が正確な情報を迅速に取得できるよう、市内の保育園・幼稚園等と連携して各施設の情報伝達方法を確立するとともに、継続して訓練を実施することで体制の定着を図ります。					
担当課	子ども総務課					
指標	訓練実施回数（回）					
目標	【現状】 2023 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	1	1	1	1	1	1

<その他の取組> 施策コード 322

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	小学校新入学児童用防犯ブザー・ランドセルカバーの支給	児童の通学時の安全確保を図るため、町田市立小学校に入学する児童に防犯ブザー・ランドセルカバーを支給します。	教育総務課
(2)	小学校自転車教室	小学校3年生を対象に、自転車に乗る際の基本的なルールやマナーを学ぶことができる教室を実施します。	市民生活安全課
(3)	中学校自転車教室	中学生を対象に、スタントマンを活用したスケアードストレイト方式による自転車教室を実施します。	市民生活安全課
(4)	通学路の安全点検	児童の通学の安全を図るため、町田市立小学校の通学路について定期的に関係機関と合同で点検を行っています。学校長が指定した通学路のうち、学校・保護者から提出される危険箇所改善要望書をもとに、各管理者、教育委員会、学校、保護者等の関係機関と共に安全対策を検討します。	学務課
(5)	交通安全対策	市が管理する道路について、通学路の合同安全点検や要望に基づき、状況や必要性に応じた交通安全看板設置や路側帯カラー化等の安全対策を実施します。	道路管理課
(6)	協働防犯パトロール	市、警察や地域団体、親子や外国の方、学生等の幅広い方々と共に定期的に協働パトロールを実施することで、子どもも過ごしやすい安全安心なまちを目指します。	市民生活安全課
(7)	町田市メール配信サービス(不審者・犯罪情報)	警察からの情報を基に、市内で起きた不審者出没や特殊詐欺・空き巣等の犯罪発生情報を配信しています。	市民生活安全課

【事業案内12】赤ちゃんとお出かけ

【コラム18】防災

【コラム19】心のバリアフリーの普及啓発